

(参考資料2)

将来見通しの推計方法に関する参考資料

- 1 将来推計の全体構造
- 2 被保険者数の将来推計
- 3 給付水準調整を行わない場合の給付費等の将来推計
- 4 給付水準調整期間及び給付水準調整後の給付費等の将来推計

将来推計の全体構造

厚生年金及び国民年金の財政検証を行うにあたっては、直近の社会・経済情勢等を踏まえて設定した基礎数値を使用して、制度内容に沿って将来の財政見通しを作成している。財政検証の過程の全体像は、第1-1図に示したとおり、被保険者数の推計を行い、それに対応する給付の推計を行って、最後にこれらを踏まえた収支の見通しを作成するという流れになっている。

なお、将来推計のスキームについてプログラム単位で全体像を示すと、第1-2図のとおりとなる。

1. 被保険者数の将来推計

財政検証を行うにあたって、まず、将来の加入制度別の被保険者数の推計を行う。具体的には、平成19(2007)年度末における加入制度別の被保険者数、日本の将来推計人口(平成18年12月推計(合計特殊出生率及び死亡率について、中位、高位、低位のそれぞれ3通り)、国立社会保障・人口問題研究所)及び労働力率の見通し(「労働力需給の推計(平成20年3月)」における「労働市場への参加が進むケース」、独立行政法人労働政策研究・研修機構)を使用し、将来の加入制度・性・年齢別の被保険者数を推計している。

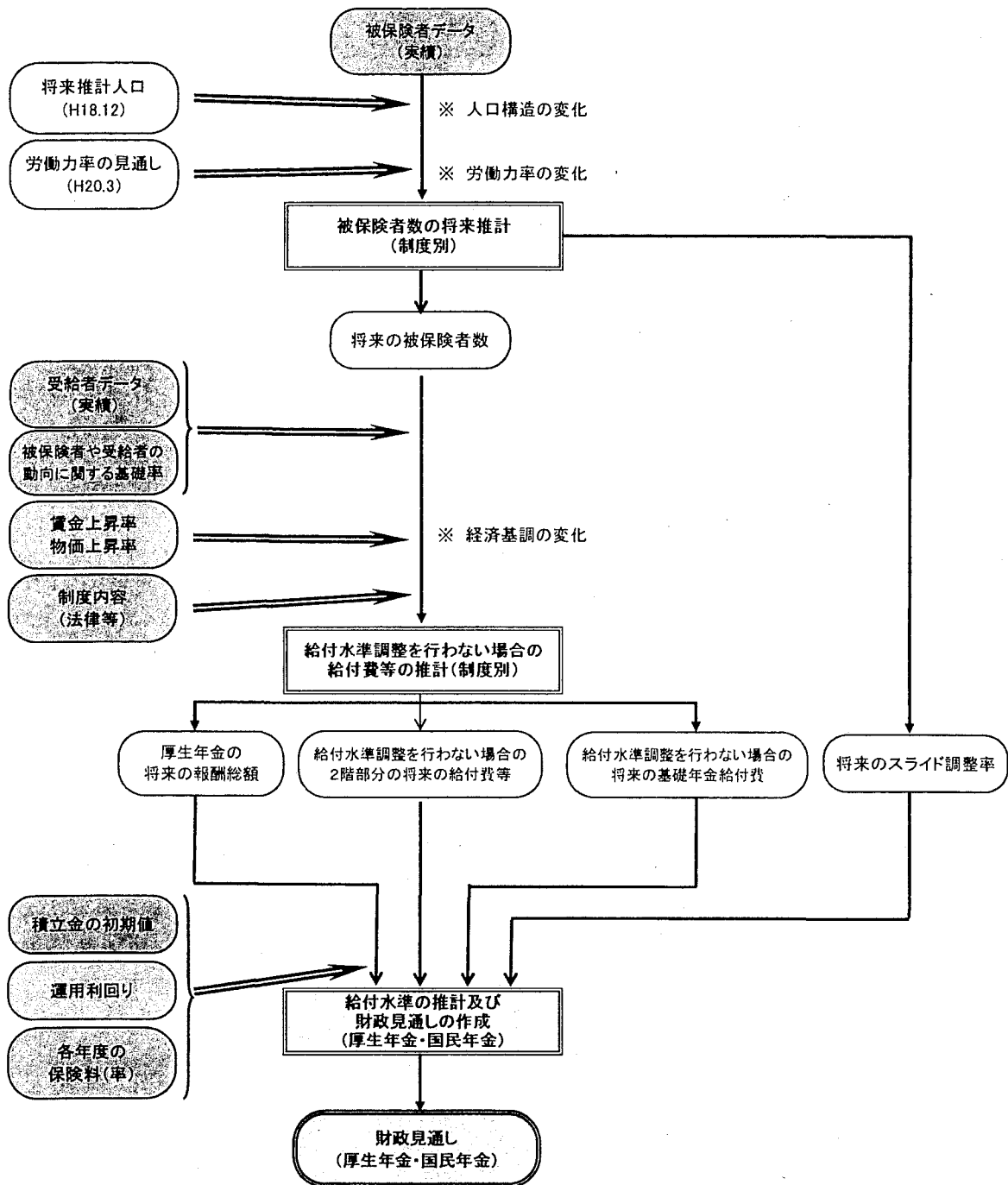
このようにして、年金財政に最も大きな影響を与える要因である将来の人口構造や労働力率の将来見通しが織り込まれる。

2. 給付水準調整を行わない場合の給付費等の将来推計

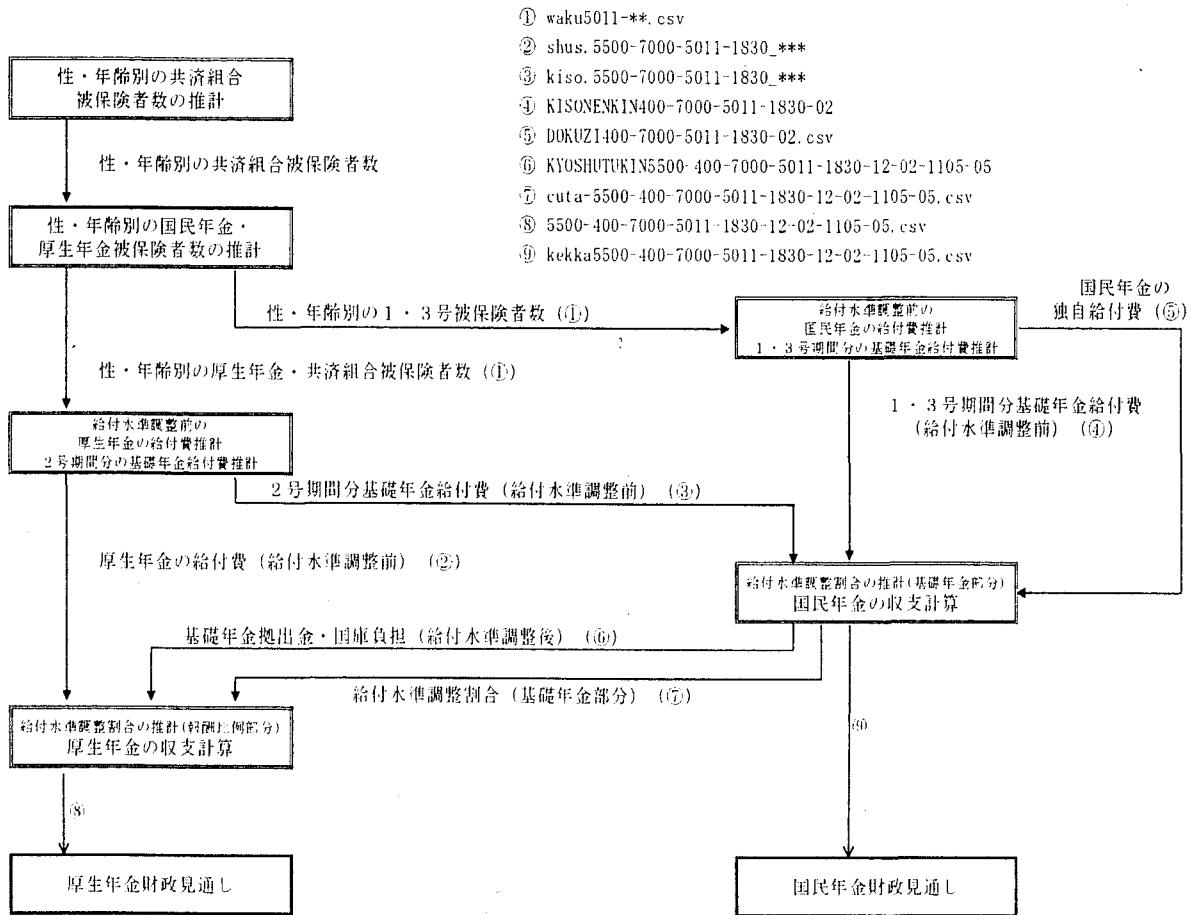
次に、被保険者数推計や経済前提、設定した基礎数・基礎率の下で、将来の報酬総額の見通しや給付水準調整を行わない場合の給付費、基礎年金拠出金の見通しを作成する。

報酬総額の推計は、被保険者数推計に基づく被保険者数に平均報酬額を性・年齢別に乘じ、その合計をとることにより作成される。ここで、毎年度の性・年齢別の平均報酬額は、標準報酬指数や賃金上昇率等により、毎年度、シミュレーションを行うことにより作成される。また、被保険者のシミュレーションの際、年金裁定時の報酬比例部分の年金額の算定の基礎として必要となる性・年齢・加入期間別の報酬累積を再評価等しながら作成していく。

第1-1図 財政検証作業の全体像（概要）



第1-2図 財政計算スキームの全体像



給付費の推計は、新規裁定の老齢年金についていえば、支給開始年齢到達時に生存している被保険者もしくは受給待期者（制度は脱退したが、支給開始年齢等の支給要件を満たしていない者）の性・年齢・加入期間別の人数と現役時代に加入していた期間の報酬（再評価等を行ったもの）累計から、制度内容に基づいた報酬比例部分の年金や基礎年金等の年金額が性・年齢別に算定されることになる。裁定後の受給者に係る給付費の推計については、性・年齢別に、年金失権率に従い前年度から残存している受給者数を推計しつつ、毎年度の年金改定を行う方法により、翌年度の性・年齢別の受給者数や給付額が算出されるという手順でシミュレーションが行われる。

このように算出した給付費のうち、基礎年金勘定により取り扱う給付分については、各制度の拠出金算定対象者数で按分することにより、制度別の基礎年金拠出金を算出する。

3. 給付水準調整期間の将来推計及び給付水準の将来推計

次に、年金財政の均衡を図るためのマクロ経済スライドによる給付水準を自動調整する期間を推計する。

具体的には、国民年金、厚生年金それぞれにおいて、給付水準調整前の給付費等を用いて、マクロ経済スライドの適用をある年度まで続けた場合の財政均衡期間の終期における積立度合を算出し、その積立度合が支出の1年分となるようにするためには何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか逆算する。

給付水準の調整期間及び最終的な給付水準調整割合が決まれば、給付水準調整前の給付費等の年度毎の推計値に給付水準調整割合を乗じることにより財政均衡期間における各年度の給付水準調整後の給付費等が決まるので、これにより財政均衡期間における年金財政の財政見通しが定まる。

被保険者数の将来推計

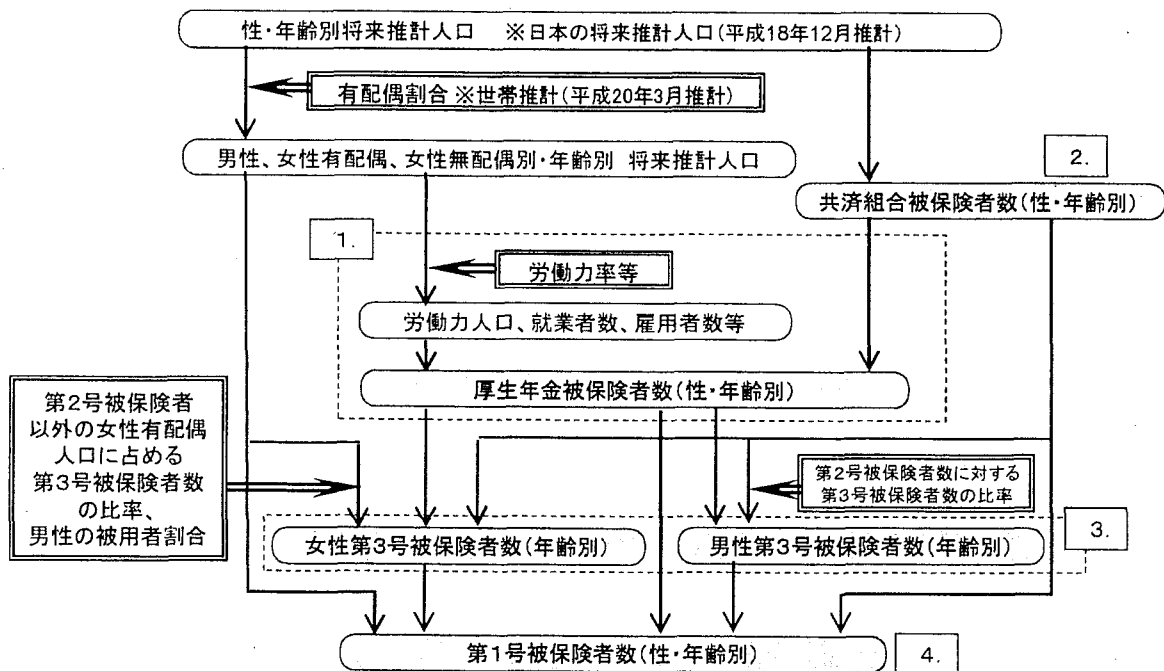
将来の被保険者数は、各制度における現在の被保険者集団から、今後どのように脱退者が発生し、また、被保険者が加入してくるのかということの帰結である。このような将来の被保険者数の動向を見込むにあたっては、人口の推移、産業構造及び雇用構造の変化、高齢者雇用・女子雇用の動向等、社会経済情勢の全般にわたる諸要素を考慮しなければならない。

被保険者数の将来推計を行うにあたり、人口の推移については、国立社会保障・人口問題研究所の直近の推計である「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」を基礎データとして使用している。また、労働力率の見通しについては、独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計（平成20年3月）」を基礎データとして使用している。

さらに、労働力率の見通しが女性については有配偶者と無配偶者等に分けて行われていること等により、今回の被保険者数の推計では、女性については有配偶者と無配偶者等（未婚および死離別）に分けて行っており、この基礎となる配偶関係別人口の見通しは国立社会保障・人口問題研究所による「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成20年3月推計）」を基礎データとして使用している。

被保険者数の将来推計の手順は、第2-1図のとおりである。

第2-1図 被保険者数の将来推計の方法



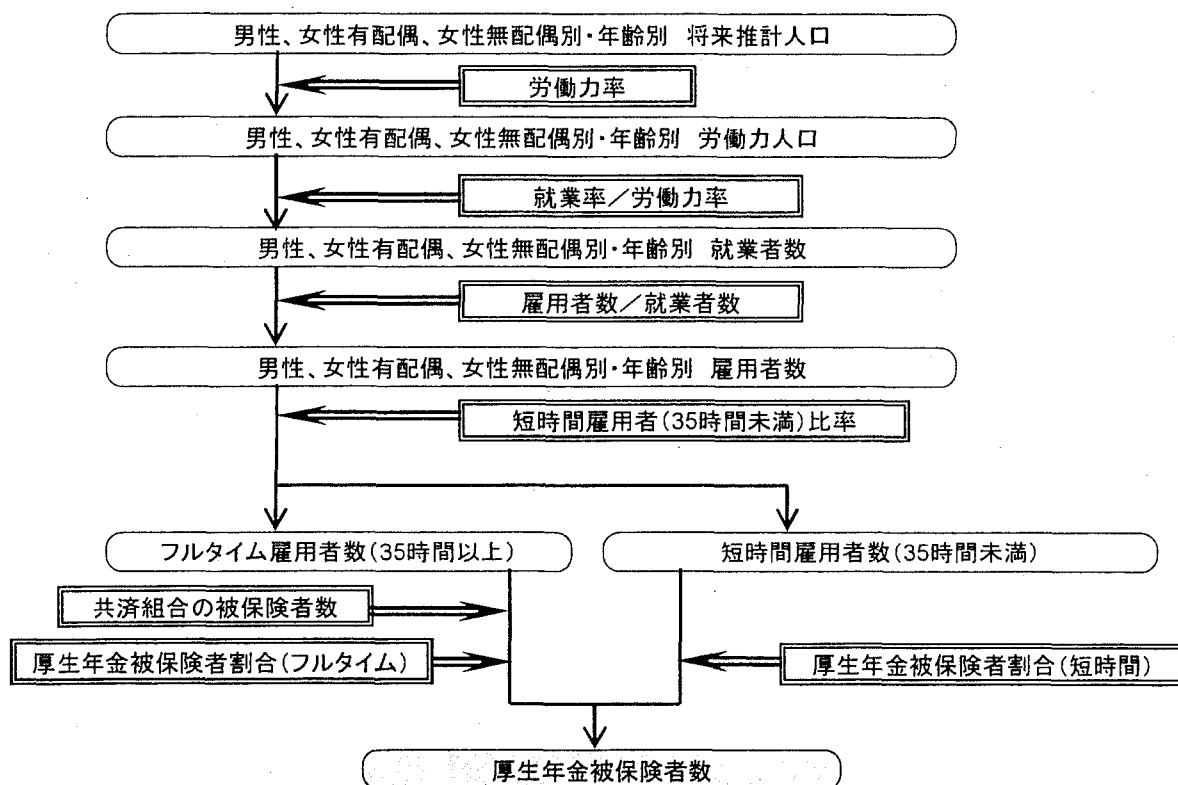
1. 厚生年金被保険者数の推計

今回の財政検証における長期の経済前提を設定する際には、短時間雇用者が増加していく見通しとなっていること等を踏まえた労働投入量の将来推計が用いられているが、将来の厚生年金被保険者数の推計にあたっては、これと整合的になるような推計方法を採用することとした。

具体的には、第2-2図に示す手順で推計を行っている。このうち、将来推計人口からフルタイム雇用者数（週所定労働時間35時間以上）及び短時間雇用者数（週所定労働時間35時間未満）を算出するまでの手順は、長期の経済前提の設定に用いた労働投入量を推計する手順と同一であり、参考資料1で詳述している。

さらに、フルタイム雇用者、短時間雇用者それぞれについて、雇用者に占める厚生年金被保険者の割合（以下、厚生年金被保険者割合という）を設定して乗じることにより将来の厚生年金被保険者数を推計している。

第2-2図 厚生年金被保険者数の将来推計の方法



すなわち、男性、女性有配偶、女性無配偶別及び年齢別に、

$$\begin{aligned} & \text{厚生年金被保険者数} \\ & = \{ \text{フルタイム雇用者数} \times \text{厚生年金被保険者割合 (フルタイム)} \\ & \quad + \text{短時間雇用者数} \times \text{厚生年金被保険者割合 (短時間)} \} \times \text{調整率} \end{aligned}$$

ここで、厚生年金被保険者割合は、第2-3表に示す「平成15年就業形態の多様化に関する総合実態調査」の特別集計結果をもとに設定している。フルタイム雇用者については、週所定労働時間35～39時間及び40時間以上の特別集計結果を、2005年国勢調査における雇用者の構成比率によって加重平均した96.1%と設定している。短時間雇用者については、「労働力需給の推計（平成20年3月）」の「労働市場への参加が進むケース」において、平均労働時間が2006年の月間90.2時間から2030年に月間110.1時間まで増加するとの前提と整合的になるように、2005年国勢調査における労働時間分布を基礎として第2-4図に示した労働時間分布を設定した上で、これと「平成15年就業形態の多様化に関する総合実態調査」の週所定労働時間別の特別集計結果を用いることにより、短時間雇用者の厚生年金被保険者割合を設定しており、この割合が2006年の20.3%から2030年には32.6%へと高まる推計となっている。

なお、厚生年金被保険者数の算出にあたっては、足下の厚生年金被保険者数が実績値と一致するようにするために調整率を乗じている。また、共済組合の被保険者は、すべてフルタイム雇用者であるものとみなして推計を行っている。

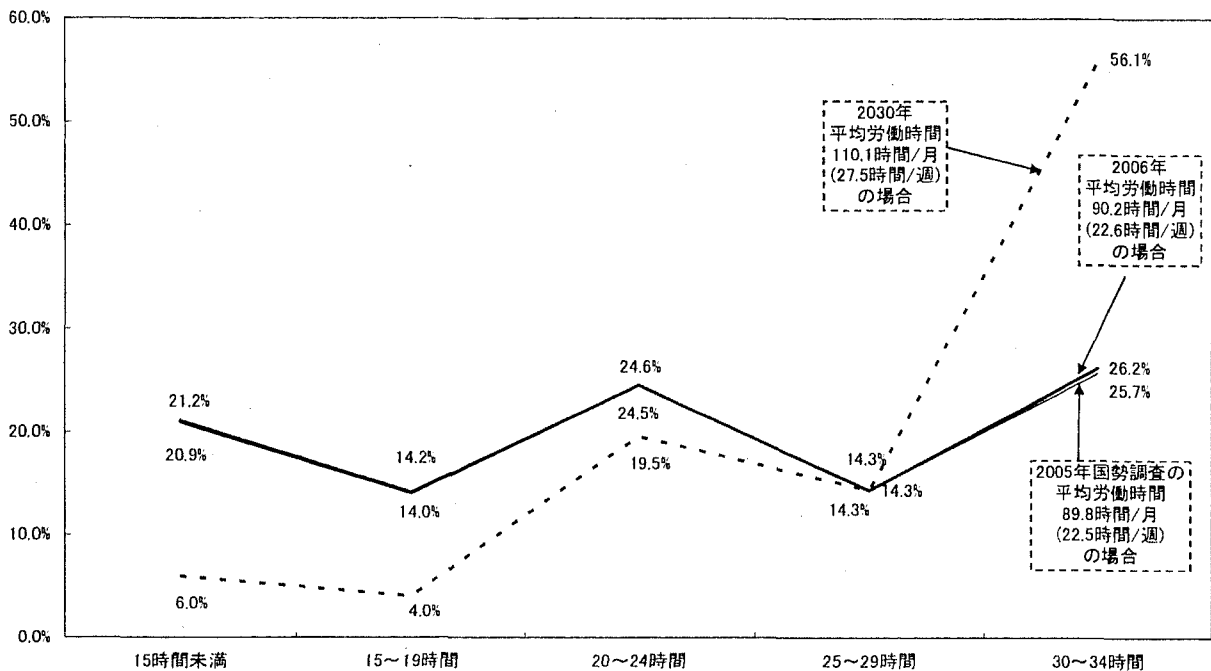
第2-3表 労働時間別にみた雇用者数・厚生年金被保険者数
(雇用者総数を100とした場合の比率)

週所定労働時間	合計	15時間未満	15～19時間	20～24時間	25～29時間	30～34時間	35～39時間	40時間以上	(%)
雇用者 ①	100.0	2.0	2.9	4.4	3.3	5.9	30.5	51.0	
厚生年金被保険者 ②	81.5	0.1	0.2	0.5	0.7	2.8	28.0	49.2	
②/①	81.5	4.7	6.4	11.2	21.9	47.5	91.8	96.5	
(参考) 2005年国勢調査における雇用者(*)	100	4.9	3.2	5.6	3.3	5.9	6.4	70.7	

(※)2005年国勢調査の労働時間は就業時間であり、実態調査の労働時間は所定労働時間となっている。ここでは、国勢調査における35時間以上の労働時間分布を用いたところ、フルタイム雇用者の厚生年金適用割合は96.1%となる。

(出典)「平成15年就業形態の多様化に関する総合実態調査」特別集計結果

第2-4図 短時間雇用者の平均労働時間と労働時間分布



2. 共済組合被保険者数の推計

共済組合の被保険者（各共済組合の組合員）数の推計については、各共済組合それぞれの被保険者数の動向をもとに推計された被保険者数の将来見通しを用いている。

国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員数（被保険者数）については、それぞれの組合員数と生産年齢人口の動向に着目して推計されている。生産年齢人口に占める組合員数の割合の実績値がどのように変化しているかを捉え、その動向を将来へ投影することによって、将来の生産年齢人口に占める組合員数の割合を設定し、これに将来推計人口における生産年齢人口を乗じて将来の組合員数を推計するという考え方に基づいている。

私立学校教職員共済の加入者数（被保険者数）については、学種別（小学校、中学校などの種別）の加入者数と学齢対象人口（小学校ならば6～11歳人口、中学校ならば12～14歳人口など）の動向に着目して、基本的には、学齢対象人口に対する加入者数の割合の実績値を将来へ投影し、これに将来推計人口における学齢対象人口を乗じて将来の加入者数を推計するという考え方に基づいている。

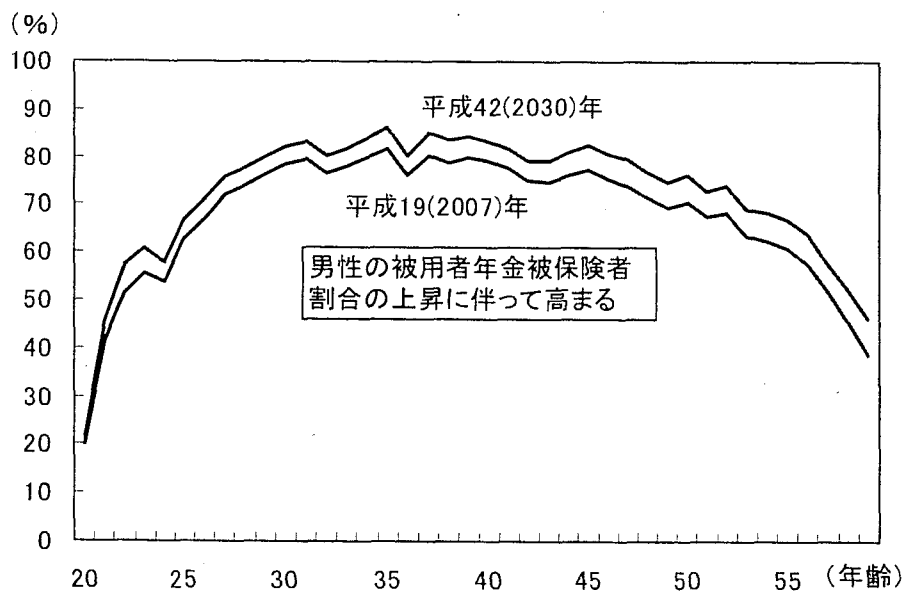
3. 第3号被保険者数の推計

女性の第3号被保険者数については、有配偶でない第3号被保険者は皆無であること及び人口や被用者年金被保険者の推計が女性については、有配偶者とそれ以外の者に分けて行われていることに着目して推計している。女性の有配偶者から被用者年金被保険者を除いたものは、第1号被保険者と第3号被保険者の合計に相当することから、実績統計から年齢別に、被用者年金被保険者を除く女性有配偶者に対する女性の第3号被保険者数の比率を作成し、この比率が男性の被用者年金被保険者割合（人口に占める被用者年金被保険者の割合）の上昇に伴って高まるものとして将来の女性の第3号被保険者数を推計している（第2-5図）。すなわち、

女性第3号被保険者数（年齢別）

$$\begin{aligned}
 &= \text{被用者年金被保険者を除く女性有配偶人口（推計値）} \\
 &\quad \times \{ \text{女性第3号被保険者数（実績統計）} \\
 &\quad \quad \quad / \text{被用者年金被保険者を除く女性有配偶人口（実績統計）} \} \\
 &\quad \times \text{男性の被用者年金被保険者割合の実績値からの変化率（推計値）}
 \end{aligned}$$

第2-5図 被用者年金被保険者を除く女性有配偶人口に占める第3号被保険者の割合



一方、男性の第3号被保険者数については、実績統計から年齢別に、女性有配偶者の第2号被保険者数に対する男性の第3号被保険者数の比率を作成し、これが将来にわたり一定であるとして将来の男性の第3号被保険者数を推計している。

4. 第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数については、人口から1.、2. 及び3. において推計した被用者年金被保険者数及び第3号被保険者数を控除することにより推計している。

60歳以上の高齢任意加入の被保険者数については、実績統計より性・年齢別に人口に対する被保険者の比率を算出し、それが将来にわたり一定であるとして推計している。